

国土技術政策総合研究所「任期付研究員」の公募

1. 職 名：上下水道研究部 浄水処理研究室 研究官

「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」

第3条第1項第2号に規定する任期付研究員

2. 募集人員：1名

3. 任用期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日（最大3年6ヶ月）

（ただし、採用日に関しては令和7年10月1日まで繰上げが可能であり応相談）

4. 研究課題：「活性炭およびイオン交換による水道原水中の有機フッ素化合物（PFAS）の吸着処理に関する研究」

有機フッ素化合物（PFAS）による飲用水汚染と健康影響に関する関心や懸念が国際的に高まっており、本邦でも一部地域の水道水中からきわめて高濃度の PFAS が検出されたことより、水道水の飲用について不安の声が上がっている。

昨年度、国土交通省・環境省は全国の水道事業者や専用水道の設置者に対し、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の水質検査結果等の報告を依頼、国土交通省は「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果について（最終取りまとめ）」を公表した。令和6年度は、水質検査を実施したすべての水道事業において水道水質の目標値である合計 50ng/L（水質管理目標設定項目）を下回ったものの、一部の専用水道では目標値の超過がみられた。また、水質検査自体が未実施である事業者が見受けられた。

食品安全委員会による健康影響評価書の公開を受け、PFOS 及び PFOA は令和8年度より水道の水質基準項目に格上げされ、水質基準値は引き続き合計 50ng/L と設定される見込みとなった。一方、欧米諸国においては、さらに厳しい基準値の適用や、規制対象となる PFAS の追加が検討され施行予定となっている。将来的に、本邦でも健康影響評価の見直し等による水質基準値の強化、ならびに、対象となる PFAS の追加が行われ、水道における規制がさらに厳しくなる可能性が大きいと考えられる。

このため、採用予定者は、今後の水道水における PFAS の規制強化を想定し、本邦の水道事業者や専用水道の設置者が、規制強化に円滑に対応できる浄水処理技術の確立を目的として、以下の調査研究に従事するものとする。

（1）活性炭による PFAS の除去特性に関する研究

市販の水道用粉末活性炭および粒状活性炭各 4〜5 製品を用い、実験室規模のバッチ吸着実験およびカラム通水実験（粒状活性炭のみ）により、活性炭への吸着による PFAS の除去特性を明らかにする。すなわち、単一の PFAS による吸着特性、複数の PFAS による吸着競合、PFAS の化学的物性による脱着性や、水道原水中の夾雑物による吸着阻害を検討する。対象とする PFAS は、PFOS、PFOA、水道水質の要検討項目であるペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）、ならびに諸外国での規制が検討されている化合物を中心に 15〜20 物質とする。

(2) イオン交換樹脂による PFAS の除去特性に関する研究

活性炭よりも PFAS の吸着除去性能に優れるとされる、イオン交換樹脂 4〜5 製品を対象として、(1) と同様に、実験室規模のバッチ吸着実験およびカラム通水実験を行い、イオン交換樹脂への吸着による PFAS の除去特性を明らかにする。

(3) 実規模の浄水処理における PFAS 除去性の強化手法に関する研究

市水道原水中や浄水中に PFAS の残留が確認された、活性炭処理設備を有する浄水場を対象とする。長期間の採水調査を実施するとともに、活性炭処理設備の運転条件の変更（粉末活性炭の注入率増加・粒状活性炭の逆洗浄強化等）により、PFAS 除去性を強化する手法を検討する。最終的に、浄水場における活性炭処理による PFAS 除去に関する手引きの取りまとめをめざす。

5. 勤務地

国土交通省国土技術政策総合研究所 上下水道研究部 浄水処理研究室
埼玉県和光市南2-3-6

6. 待遇

① 俸給月額：346,000円〜410,000円（令和7年4月現在）

「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第2項の規定に基づき、知識経験等を勘案して決定する。

② 期末手当（ボーナス）：年2回（6月、12月）支給

③ 勤務時間：8:30〜17:15（12:00〜13:00休憩、フレックスタイム有）

④ 休日・休暇：

- ・ 週休2日制(土日、国民の祝日、年末年始は休み)
- ・ 年次有給休暇：採用の年は（4月採用の場合）1年間で15日。翌年からは20日。20日まで翌年繰り越し可能。
- ・ 特別休暇：夏季休暇3日間の他、結婚、出産、忌引きなどの特別な場合は規定日数以内で休むことが可能。

⑤ その他：官舎有り、通勤手当、超過勤務手当有り。

7. 応募条件：以下の①〜③を満たす者。

- ① 博士の学位取得者、または採用日までに博士の学位を取得する見込みのある者
- ② 浄水処理または水質分析に関する研究実績を有する者
- ③ 研究及び所内業務に必要な日本語能力を有する者

※ ただし、過去に「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第3条第1項第2号の規定に基づき任期を定めて採用されたことがある方は除きます。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

(1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者そ

の他その執行を受けることがなくなるまでの者

- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）

8. 応募締切：令和7年7月30日（水）必着

9. 提出書類：

- ① 履歴書（写真貼付、生年月日、現住所、連絡先と電話番号、電子メールアドレス、学歴（高校卒業以降）、学位、資格、職歴を記入）
- ② 研究業績関係書類
 - (1) 業績書（これまでの研究概要、日本語で2,000字以内）
 - (2) 学位取得（もしくは学位取得見込み）証明書
 - (3) 成績証明書（最終学歴）
 - (4) 研究論文リストと主要論文3編程度（各1部、コピー可）
 - (5) 業務に関する本人の抱負（日本語で2,000字以内）（様式自由、書類は全てA4サイズ）

10. 応募方法：郵送または電子メール

- ・ 郵送の場合・・・封筒に「応募書類在中」と明記の上、書留で郵送のこと。応募書類は返却しない。
- ・ 電子メールの場合・・・件名に「応募書類送付」と明記し、本文に、所属・氏名・用件・添付書類の種類を明記の上、送付のこと。

上記電子メールの受信を担当者（13.問い合わせ先参照、以下同様）が確認出来次第、担当者から受信確認の電子メールを応募者に送付するので、締切までに、担当者から受信確認メールが届かなかった場合は、担当者に確認すること。

※ 添付ファイルは20MBまで一度に送付可能。

11. 選考方法：

第一次選考（提出された書類に基づき、経歴・研究業績・抱負等から国土技術政策総合研究所研究官として研究の実施に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）、第二次選考（面接により、人柄及び対人能力、研究者として必要な説明能力等を有しているかどうかを判断する試験）に基づき、応募条件を満たす者の中から、上記に掲げた知識・研究経験、研究目的の理解度、研究意欲などから、応募者の適性・能力を総合的に判断し、選考を行う。

12. 面接予定日：令和7年8月19日（火）（予備日：8月20日（水））

※ 面接会場は、国土技術政策総合研究所旭庁舎（茨城県つくば市旭1番地）を予定しています。

1 3. 書類提出先・問い合わせ先：

国土交通省 国土技術政策総合研究所 企画部 企画課長 堀内 智司
主任研究官 濱田 悠貴

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

Tel : 029-864-4343 Fax : 029-864-1527 e-mail : nil-saiyou-gijyutu@gxb.mlit.go.jp

Web サイト : <https://www.nilim.go.jp>